

# 平成27年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成27年5月29日（金）

開催場所：自治会館205会議室（仙台市）

## 議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

「平成27年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会」

**司会 (大場技術副参事)**: 定刻となりましたので、これより平成27年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を開催致します。

次第に従いまして、はじめに後藤農林水産部長より挨拶を申し上げます。

**後藤農林水産部長 (挨拶)**: この4月1日に農林水産部長を命ぜられました後藤と申します。よろしくお願ひいたします。委員の皆様には、お忙しいところご出席を頂きましてありがとうございます。日頃より本県の農林水産行政の推進、特に農村振興へのご指導とご助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災から早いもので5年目ということで、計画期間を10年間としております我々の復興計画も中間を過ぎました。最初のステップの復旧期を終え、次のステップの再生期という区切りを迎えているところでございます。被災を受けました農業生産基盤につきましては、「農地・農業用施設の復旧復興のロードマップ」に基づきまして、復旧・復興を進めているところでございまして、全農地の95%にあたる約1万2千3百ヘクタールにおいて復旧の着工がなされ、85%の1万1千ヘクタールで営農が可能となっておりますが、一部の農地につきましてはまだまだ厳しいという状況でございます。

我々としては毎日毎日努力をしているところでございますが、各県からの応援職員の方々の、自治法派遣の応援職員の方々のお力を得ながら復旧に努めているところでございます。これから復旧復興に向けてということで、復旧・復興によって大規模な形で基盤整備をされた農地を活かして、いかに新しい農業に取り組んでいくかというのが、一つの大きな命題になっているところでございます。

一方で、我々農業農村部門において、特に農村振興におきまして「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「中山間地域等農村活性化事業」の3施策につきましては、今年度の法制化という新たな展開を迎えているところでございます。

そういった中、もう一方では、地方創生、人口減少社会の取り組みということから、農村を取り巻く環境というのは社会的にも複雑な状況になっていると思います。農村という形での捉え方だけではなくて、人の生活をする場としての捉え方ということも必要で、その農村振興と人の生活をする場の両面から農村という形を捉えていかなければ問題というのは見えてこないのかなと感じているところでございます。

そういった難しい課題に対しまして、この3施策を使いながら、今後農業サイドとしてどのようにアプローチをしていったらよいか、皆様方から忌憚のないご意見を伺う場ということで、この場を設定しております。

農村振興は、本県における急務の課題でございますので、委員の皆様方から様々なご助言を頂ければと思っております。結果、本県の農村振興の活性化に資することを我々としても一層力を入れて取り組んで参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願ひいたします。

**司会 (大場技術副参事)**: ありがとうございます。後藤部長につきましては、次の会議に出席のため、ここで退席いたしますのでご了承願ひます。

続きまして、当委員会の大泉委員長からもご挨拶頂きたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

**大泉委員長**：当委員会の委員長を仰せつかっております大泉でございます。前回は、急遽体調不良になりまして欠席をしてしまいました。

とりわけ高橋副委員長には代役をお願いしてご迷惑をお掛けしました、と同時に委員の皆様には日程調整までしておきながらご迷惑をお掛けしました。深くお詫びを申し上げたいと思います。

今年度第1回目でございます。事務局からは3施策について今年度の具体的な取り組みの説明があると思います。本日欠席されている委員もいらっしゃいますが、皆様のご意見・ご助言など先程部長からお話しもありましたが、宮城県の農村振興を図っていく場でございますので、忌憚のないご意見・ご助言をお願いしたいと思っております。

甚だ簡単ですが、以上で委員長挨拶と致しますので、本日の審議についてよろしくお願い致します。

**司会（大場技術副参事）**：ありがとうございます。それでは議事に入ります前に、資料の確認を致します。資料については、事前に送付しておりましたが、資料の方に一部誤字等がありました。4枚ほど机の上に置いておりますが、差し替えとなります。次第、名簿、運営要領、資料2の表紙とその裏の4枚でございます。なお、委員以外の方については1枚だけの差し替えとなります。

それでは本日の資料についてですが、次第、出席者名簿、資料1～5、公報写し、運営要領の他に、本日追加致しました多面的機能支払の印刷物で、「ぐるみNo.1」、「ぐるみNo.2」、「取組事例集」、「活動の手引き」となっております。よろしいでしょうか。

続きまして、ここで皆様にご紹介致します。この4月の異動に伴い、河北新報社の論説委員の相原委員に代わりまして、安倍樹論説委員が委員に就任されましたのでご紹介致します。

**安倍委員**：河北新報社の論説委員の安倍と申します。不勉強ですけれども、これからまた色々と勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

**司会（大場技術副参事）**：それから、お手元に「宮城県農村振興施策検討委員会運営要領」を配布しておりますが、本要領は本来であれば委員会にお諮りして修正するのが基本ですが、別表の委員の訂正のみでございますので、事務局の判断で改正させていただきましたのでご了承頂きたいと思っております。

それでは、委員会の方を進めさせて頂きます。本日は高橋専門委員が欠席しておりますが、本委員会は条例第五条の2の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなっております。委員の皆様は全員出席しておりますことから、本委員会は成立していることをご報告致します。

また、本委員会は、県の「情報公開条例」に基づき公開としております。本日の議事録につきましては、後日公表となりますのでご承知頂きたいと思っております。なお、議事録作成のためにICレコーダーによる録音をします。本日はマイクを用意しておりませんので、恐れ入りますが発言の際は大きな声をお願いしたいと思います。

それでは、これより議事の方に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

**大泉委員長**：それでは、マイク無しの会議を進めたいと思います。

まずは、前回委員会の懸案ということですが、事務局から明確に回答してなかった点ということで、事務局から説明して頂きます。

**大場技術副参事**：それでは私の方から説明致します。

資料1になりますが、前回委員会の懸案等についてまとめておりますが、前回の委員会で、明確に回答しきれない部分についてピックアップして整理しております。

1 ページの方でございます。

まず、多面的機能支払についてのアンケート調査結果をまとめましたが、その中で「遊休農地の発生防止に役立っているか」の問いに対して、「どちらとも言えない」「あまり役立たない」と回答した組織が1 / 3程度あり、「認識不足ではないか？」という意見が三村委員の方からございました。その際に、事務局では「後で追跡調査をしたい」という回答をしております。今回、補足としまして、平成27年度アンケート調査を予定しておりますが、12月頃実施する予定でおりますので、その時に調査したいと考えております。

2つ目ですが、『『豊かなむらづくり全国表彰』のPRが足りないのでは?』ということで長田委員の方からご指摘がございました。その場では「ご指摘の通り」ということで回答してはりましたが、これにつきましては、さらに相原委員からの助言もありましたことから、今後はプレスリリース等も利用しましてPRに努めていきたいと考えております。

中山間地域等直接支払については特にございませんでした。

中山間地域等農村活性化事業につきましては、「本事業を活用した県独自の活性化策を現在実施している集落支援みたいな小ぶりなものしか県では出来ないのであれば、地域を元気づける事業を一般に公募してみたらよいのではないか?」という意見が高橋専門委員の方からございました。これにつきましては、当時の丹野課長の方から「今後どのような取り組みをしていったらよいか事務局内で検討させて頂き、可能であれば次回の委員会に提案したい」と回答しております。その際に私の方から「本事業の果実運用は650万円程度であり、保全隊への助成やNPOへの委託業務等にそれなりに経費を要しており、その残りで大胆に行う程の予算はないということをご理解願いたい」という話をその場でしております。この件につきましては、検討の結果、「予算的に公募までで行うことは難しいのではないかと事務局では考えております。

それから、集落支援事業ですが。

1つ目は「事業を誰が中心となって継続して行かかが重要」だということで三村委員の方から。また、「受入側のスタッフは大変である。このような良い取り組みをどのように継続したら良いのか考えて頂きたい」ということで加藤専門委員の方から。また、「多様なボランティアの参加が求められる」ということで沼倉委員の方からそれぞれ助言がございました。

これにつきましては「受入側と参加者をマッチングする組織が重要と考える。丸森町には振興連という組織があり、この役割を担えると考えているが、七ヶ宿町については無いため、マッチングできるような体制を育成していく必要があると考える」という回答を私の方からその場で致しました。

それについての補足としまして、「七ヶ宿町につきましては、今後関係機関と意見交換を行い、マッチング体制を検討していきたい」と考えており、具体的に今週、町の担当者とこれについて意見交換を行っており、集落の事情等も踏まえて、今後の進め方を検討していくこととしております。

次の②ですが、「地元主体ということで県が手を引くというのは時期尚早では?」ということで

三村委員と沼倉委員の方からございました。これにつきましては、私の方から資料の表現が誤解を招いたもので、「手を離すのではなく、地元主体で取り組めるように誘導していく考えである」旨の回答をしており、お話しさせて頂いたといういきさつのもので。これについては「今後とも県はバスやイベント保険等の部分で引き続き後方支援を行っていききたい」と補足するものです。

③の「バスを用意しないと参加しないような大学生ではなく、自ら手弁当を持って現地に行くという人でないと続けられない。マッチングの仕方が違うような気がする。県庁が決めると高飛車で誰も来ないと思うので、一度再考して頂きたい」と高橋専門委員の方から意見がございました。これにつきましては、「大学生が中心ですけども一般の方も参加しています。また、大学生でも継続して参加している学生もいるし、研究室の後輩が引き続き参加しているというケースもある」ということをその場でお話ししております。それについて、「大学生には若さとバイタリティーがあり、現在は移動手段がなくとも職に就いた後の可能性が大きいことから、大学生を除外する必要はない」と考えており、さらに「本取組も今年で3年目を迎え概ね順調に進んできており、現行の進め方を基本にして、見直す点は見直していきたい。また、大学生以外の一般県民や企業等にも広く参加いただけるようPRに努めていきたい」ということを補足させていただきたいと思います。具体的に、今年度の取り組みにあたりましては、仙台商工会議所といったところにも情報を提供しPRをさせて頂いております。

この辺につきましては前回の懸案ということで説明しておりますが、懸案という程のものでもなかった内容かもしれません。個別の質問等についてはそれぞれの事業の中で色々お話しをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

**大泉委員長**：前回私が欠席しておりましたので、前回の内容は承知してないのですが、懸案という程のものでもないということでしたが、答えを言っているような気もするので、どうして懸案になったのか。

**大場技術副参事**：答えきれていなかったということで、整理しました。

**大泉委員長**：事務局が不安に思ったということで懸案にしたということですか。高橋副委員長さん、それでよろしいですか？

**高橋副委員長**：それ位のニュアンスです。

**大泉委員長**：その位のニュアンスということですので、分かりました。

では、この件に関しては、こういう内容で、事務局としてもさらに委員の方々からのご意見を真摯に受けとめて、このように対応するよう体制を整えている、考え方を整えているというお話だと思いますので、これはこれでよろしいですか。

それでは、よろしければ、本日の議題になりますが、資料2の「多面的機能支払交付金事業」について、事務局から説明をお願い致します。

**佐藤技術主査**：それでは、資料2の「多面的機能支払交付金事業について」の説明をさせていただきます。1ページ目をお開き下さい。平成26年度の実績になります。こちらについては前回の委員会

でも配布しておりますが、前回は実績見込みを記載していました。今回は実績を記載しております。

(1) の取組面積です。左から「管内」、「①農地維持」、「②資源向上」、「③復旧活動」となっております。①の農地維持支払については、組織数784組織、協定面積61,979ヘクタール。②資源向上支払は、組織数578組織、対象面積47,541ヘクタール。③復旧活動支援は、組織数11組織、対象面積は665ヘクタールです。県内農振農用地に占める協定農用地面積のカバー率は52%となっております。

(2) の支援交付額です。左から「①農地維持支払」、「②資源向上」、「③復旧活動」となっております。①農地維持支払は、約14億2900万円、②資源向上支払は、約8億4000万円、③復旧活動支援は、約2,300万円。合計で約22億9,100万円となっております。

(3) の活動状況のうち、①支援研修会等の実施ですが、i) としまして市町村担当者会議を6回開催しております。ii) としまして、新規市町村担当者説明会を4月に開催しております。iii) 活動組織支援研修会を県内6会場で7月から8月に開催しております。内容としては、活動組織の事務手続き等についての説明をしており、約1,540名の方に参加頂いております。iv) 多面的機能支払に関する対象組織説明会としまして、法制化に伴う内容変更について説明会を3月に開催しております。約1,200名の参加者でございました。

②指導及び支援体制の強化ですが、i) 地域協議会事務局会議を8回開催しております。ii) 活動組織を対象とした中間指導を平成26年10月から平成27年1月まで実施しております。iii) 東北農政局が実施する復旧活動現地調査を平成25年度に実施した96組織の中から10組織に対して、9月に2日間にかけて調査を実施しております。iv) 東北農政局が行う活動組織抽出検査として、平成26年度に実施中の784組織の中から24組織が抽出され、2月に2日間の調査を実施しております。

③県民への理解の促進ですが、i) 県地域協議会の広報誌「ぐるみ」を2回発行し、協議会のHPにアップし情報を発信しております。本日配布しております別冊の資料となっております。広報誌には協議会主催の各種会議や研修会の開催状況、また活動組織の取組事例等を紹介しています。ii) 平成26年10月18日から19日に行われた「みやぎまるごとフェスティバル」においてPRパンフレットを配布しております。iii) 12月20日から21日に「大学生を対象とした現地研修会」を事務局の現地研修会と兼ねて開催しております。本制度により活動している活動組織の取組内容を現地で研修しております。iv) 取組事例集を作成しております。こちらも本日別冊で配布している資料でございます。内容は全国の取組事例と本県の農地・水保全管理支払交付金の1期対策で表彰を受けた事例7組織と平成26年度の取組事例として4組織を掲載しております。

④NPOとの意見交換会ですが、NPO組織に対して、活動組織からの事務受託に係る意見交換会を実施しております。

⑤平成26年度多面的機能支払交付金実施状況アンケート調査を実施しております。集計結果の方は、広報誌「ぐるみ」第2号に掲載し、周知をしております。

3ページに移りまして、⑥宮城県農村振興施策検討委員会ですが、平成26年5月27日、平成26年10月29日、平成27年2月4日の計3回実施しております。

続きまして、平成27年の計画について説明致します。

(1) の取組面積等です。取組面積は市町村要望量調査を基に計画しており、33市町村で1,096組織、協定面積で75,000ヘクタールを見込んでおり、県内農振農用地の63%をカバ

一する見込みです。新規取組としまして、4市町で取り組みが見込まれております。塩竈市、七ヶ宿町、大河原町、山元町となっております。平成26年度に比べ約300組織、協定面積では13,000ヘクタール、農振農用地のカバー率は11ポイント増える見込みとなっております。

(2)の当初予算額ですが、交付金総額としまして、約28億8,000万円で実施する見込みとなっております。平成26年度に比べ、約6億円の増となっております。

(3)の平成27年度計画の内、①支援研修会等の実施ですが、i)市町村担当者会議を6回開催の予定です。4月28日に第1回目を開催しております。ii)新規市町村担当者説明会ですが、4月28日に開催しており、事業制度の基礎を説明しております。iii)農地維持支払・資源向上支払(共同活動)に係る対象組織支援研修会ですが、6管内で開催を予定しております。研修会の内容は、事務手続きの他に、活動事例の発表も予定しております。iv)資源向上支払(長寿命化)の活動に係る対象組織支援研修会ですが、こちらを1回開催予定です。施設の長寿命化に關しまして機能診断及び計画作成、施設の改修・補修方法等の研修を予定しております。

②指導及び支援体制の強化ですが、i)地域協議会事務局会議を8回程度予定しております。今年4月に第1回、5月に第2回を開催しております。5ページに移りまして、ii)活動組織を対象とした中間指導の実施ですが、平成27年10月から平成28年1月まで実施を予定しております。iii)東北農政局で実施する調査ですが、復旧活動現地調査及び活動組織抽出検査への立ち会いと支援を予定しております。iv)各種手引き等の作成としまして、手引き・パンフレット等の作成を予定しております。4月に「活動の手引き」の方を作成し配布しております。

③県民への理解の促進ですが、i)多面的機能支払の活動取組パネル展の開催を予定しております。ii)仙台七夕まつり iii)みやぎまるごとフェスティバルの方で事業のPRパンフレットの配布を予定しております。iv)地域協議会の広報誌「ぐるみ」の方を今年度は3回発行する予定としております。

④宮城県農村振興施策検討委員会を3回開催する予定としております。

⑤その他として、i)平成27年度活動組織実施状況アンケート調査を予定しております。ii)活動組織との意見交換会、こちらは5月13日に仙台の組織さんと1回開催しております。iii)事務委託に關しての土地改良区等との意見交換会の開催を予定しております。

6ページに移ります。平成23年度の東日本大震災により中止している組織の再開状況についてです。平成23年当時は15組織が中止しておりましたが、平成26年度までに9組織が再開しております。平成27年度は、更に2組織が再開予定です。残りの4組織については農地復旧或いは農地整備事業の完了を待ちまして再開の予定となっております。

別冊配布しております資料の方を説明させていただきます。広報誌「ぐるみ」の第1号に、活動組織の取組事例として5枚捲ったところに川崎町の「川内向原地区保全会」の取組事例を紹介しております。こちらは平成26年度に新規組織として取り組みが始まった組織です。取組内容は農地維持支払の取組により、写真の様な農道の砂利補修と水路法面の草刈り作業を実施しております。

7ページが角田市の「枝野8区資源保全隊」の事例となっております。こちらは平成19年度からの継続地区で、農地維持支払と資源向上支払の共同活動と長寿命化を実施している地区です。地区の紹介では長寿命化対策の方で構成員自らが自主施工で水路の補修等を実施している事例です。

続きまして「ぐるみ」の2号ですが、2ページ目に仙台市の「三本塚集落資源保全隊」が兵庫県からの依頼を受け、震災時に迅速な対応ができたということで、兵庫県の方に出向きまして講演をしております。

3ページ目が「七ヶ浜町広域協定」の取組事例となっております。こちらは平成26年度から取組が始まった組織で、農地維持支払を実施しております。七ヶ浜町は町内全域を1つの組織とした広域協定組織として今年度から実施しており、町内の6地区を1つにして実施している取組事例でございます。

続きまして活動組織の手引きの方は、平成26年度に組織の皆さんに事務手続き等について取りまとめたものを配布した資料となっております。

最後に取組事例集ですが、こちらは前半の方に全国の取組事例を紹介しております。全国の取組事例で「ぐるみ」1号にも掲載しました角田市の「枝野8区資源保全隊」の自主施工による水路補修の取組が全国の取組事例として紹介されております。

県内の取組事例ですが、後ろから8枚目以降が県内の活動組織の取組事例となっております。左上の表彰1と書かれている栗原市の「下川敷地区環境保全活動組織」は、平成23年度に県協議会表彰制度で県知事賞を受賞した組織になります。さらにこちらの組織は、平成24年度に豊かな村づくり全国表彰で東北農政局長賞を受賞しています。特色ある米づくりとして「栗原めだかつこ米」というブランド米を商標登録して販売しているという点でございます。

表彰2が柴田町の「上川名地区資源保全隊」です。こちらは平成23年度に協議会会長賞を受賞しております。また、平成26年度に豊かな村づくり全国表彰で、東北農政局長賞を受賞しております。こちらは農村レストランの開設や保全活動の取り組みを契機とし、その後に地域の発展を目指している組織でございます。

表彰3は平成23年度に豊かなむらづくり全国表彰で農林水産大臣賞を受賞しております、加美町の「おのだ城内・上区集落活動組織」の事例でございます。こちらは地域の米を使用したもち加工などの6次産業化に向けた取り組みや仙台市の中学校との農業体験、農家民泊等の受け入れ等、幅広く行っている組織でございます。

表彰4はステップアップ賞として角田市の「枝野7区資源保全隊」で、こちらは遊休農地に菜の花等を栽培し、景観形成と循環型社会の実現に向けた取組を実施している組織でございます。

表彰5ですが、生態系保全賞としまして栗原市の「八沢環境保全会」です。こちらは旧築館町になるのですが、生態系の保全としまして絶滅危惧種の保全活動の方を行っています。

続きまして表彰6、こちらと同じく栗原市の「曽根地域環境を守る会」で、こちらは学校教育との連携賞としまして、仙台市内の小学生と交流している事例となります。

表彰7、地域の結い・絆賞としまして、丸森町の「松掛木沼地域資源保全隊」です。こちらは蛍とユリの里づくりと農家と非農家等の地域の絆を深めたという事例となっております。

次のページから平成26年度からの取組を対象とした事例で、石巻市の「小船越地域保全会地・水・環境保全組織」です。旧北上町で平成19年度からの取組を実施している組織でございます。

事例紹介の2としまして、大崎市の「南原ホテルの里保全の会」です。こちらも平成19年度から実施している組織で、鳴子の方の組織の事例でございます。

事例の3としまして、登米市の「浅部農地・水・環境保全組織」で、こちらは平成24年度の2期対策から取組を始めた組織で、旧中田町の組織でございます。

事例の4は栗原市の「志波姫地区十文字地域環境保全会」で、こちらの組織は平成19年度から取組を実施している組織の活動事例でございます。

以上が多面的機能支払関係の説明となります。

**大場技術副参事**：2月の委員会の時点では、26年度の事業が確定していなかったもので、見込みで記載しており、27年度予算の具体的な額も公表できませんでしたが、今回は予算額についても数値を掲載しております。

**大泉委員長**：今日の議事進行で、全体で3点と言ったけれど、4点になるんだね。

**大場技術副参事**：そうですね。集落支援事業を分けましたので、一応4点ということになります。

**大泉委員長**：説明15分、審議15分の30分位ずつ4点で2時間という事になっていくんですが、農村振興施策検討委員会は事務局の報告が膨大でいつも議論する時間が無くなってしまいますので。それでは15分位ずつでやりましょうか。様子見ながらやりますけど。

まず、多面的機能支払について報告がありまして、昨年度の実績と今年度の計画の話がありましたが、この事業に関して全般から見ていかがでしょう。全般から見なくても微細なところからでも結構でございますが。

ところで、「ぐるみ」というのはいつから作っているのですか。

**大場技術副参事**：農地・水の制度が始まった頃から作っていたんですが、事務費が削減されまして、一昨年の平成25年からまた再開したところですよ。



大泉委員長：多面的機能支払の事務費ですか。

大場技術副参事：そうです。

長田委員：これは何部発行して、どういう配布の方法をしているのですか。

大場技術副参事：全活動組織及び市町村に配布出来る様に作成しており、2,000部ぐらい印刷しているはずですが。

長田委員：各市町村で取り組んでいる農家の人達に直接渡っているのですか。

大場技術副参事：農家の人に直接は行っておらず、組織の代表の方に行っています。組織に行ったら、回覧板で回してもらおうような形になっています。

三村委員：平成27年度当初計画で、市町村の要望量調査結果に基づいて計画案が作られていますということですが、市町村からの要望はくみ取れたのか。或いは、結構査定があったのか。

大場技術副参事：平成27年度の当初予算については、10月に市町村の要望量調査を実施しまして、それを満額認めてもらっているという状況です。

三村委員：取り組みたいところは全部カバーできているということですか。

大場技術副参事：要望量調査で上がってきた数値内であれば、十分やれるということになります。その位の予算は確保しています。

三村委員：これは関係ないかもしれませんが、県庁として何年までにカバー率がどれ位までという、そういう計画みたいなものはあるんですか。

大場技術副参事：内々には一応ございますが、公表はしていません。

三村委員：平成27年度で見込んだカバー率位の数値は大体持っているということですか。

大場技術副参事：これ位のカバー率ですが、本制度は農地中間管理機構の農地集積を後押しする施策にもなっていますので、中間管理機構と連動した形には考えております。

大泉委員長：後押しするとは、例えばどういうふうに後押しするの。

大場技術副参事：農地中間管理機構で担い手へ農地が集積されてくる。そうすると維持管理をする人は担い手しかいなくなるということで、その担い手だけではカバーしきれない部分を地域ぐるみで、この事業によってカバーしてやるというのが基本的な後押しという意味です。

大泉委員長：担い手が居なくなった場合、中間管理機構に集まってきたけれど、担い手が居ないからそこをカバーしてあげるという話ですか。

大場技術副参事：水路の草刈りとか、江払いとか、そういったものが担い手だけでは対応出来なくなるので、その部分をこの地域ぐるみで、この事業で対応していくというものです。

大泉委員長：全体のサービス事業の中でね。サービス事業というか言い方がアレだけど、「担い手

さん、これもう預かってくれよ、その代わり水管理や畦管理は全部こっちでやるからさ」みたいな、そういう話ですか。

**大場技術副参事**：簡単に言うと、そういう感じですね。

**浅野課長**：今、中間管理事業で担い手に集積されて、非農業者が増えてきて、農業者が少なくなるという構図の中で。

今まで管理してきた草刈りなり、江払いなり、そういった地域資源の管理については、この制度の仕組みとしては農業者と非農業者も含めて共同活動により推進していくものなので、構造政策とともに地域政策として保全活動を行うという車の両輪のような形という趣旨です。

**大泉委員長**：中間管理機構が出てきて、どこかに貸した土地は、この事業でもって水管理や畦作業をなささいということですか。それとは違うのですか。

**浅野課長**：それは担い手の方々が従来から集積されて管理も含めて行うのですが、農地を手放した農業者が非農家になった方でも、このような農地・水の活動に参画をして、地域全体で保全管理していくというものです。地域の保全管理は、担い手だけではなかなか難しいのではないかという意味からの両輪という言い方です。

**大泉委員長**：それは日本型構造改革と言って、委託者も農村共同体から排除しないような仕組みを作る、そういうので多面的機能を使ったら良いと言っていたけれど、その委託者も含めて、この多面的機能の集団に参加するというのは、僕ら評論家みたいなのが言うのは容易いけれど、実際にはどうですか。結構うまくいっているんですか。

**浅野課長**：地域によっても違う所と、あとは従来から地域全体で、そこに住まわれている方が管理しているという形態も宮城の場合ありますので、こういった事業を活用して、それを維持していくというような形にもなると思います。

**大泉委員長**：あと具体的な事例で教えてもらえれば良いのですが、他はどうですか。

**鈴木専門委員**：県民への理解の促進の所で、仙台だけでなく、例えば古川とか石巻とか、もう少し地方の所でPRしても良いのではないかと思います。

あと、田舎でお父ちゃんが一生懸命農地・水に参加して綺麗にしているかもしれないけど、お母ちゃんは「何やっているのかなあ」って、よく理解はしていないかもしれないので、もう少し地域でもPRしても良いのかなと思います。女性の方にももう少しPRして欲しい。

**大泉委員長**：仙台だけでやってもしょうがない。しょうがないとは言わないけど、農村地帯でやっても良いよね。

**大場技術副参事**：その辺は、今後検討していきたいと思います。

**大泉委員長**：ただ、名前ね。多面的機能の県民への理解を促進するというのも、きついような気がするんだ。多面的機能っていう言葉が分かりにくいね。「農地保全活動」とか、「農村資源活用運動」とか、そういった方が分かり易いよね。

「多面的機能」って何。県の方で一生懸命頑張っているから水を差す訳でもないけど、「多面的機能」って、こういう農業の世界の一部の人しか分からない事だからね。

**鈴木専門委員**：もう一つ。同じ仙台でPRするとして、例えば仙台で農業ではないけど「まちづくり」のNPOとかが一杯あると思うのですが、そういうところの若い人達に具体的にデザインマップを作るとか、そういうところの可能性を考えていって頂けたらどうかと思います。

**大泉委員長**：そうですね。それは非常に大事になるみたいね。大事だけど県行政が最も苦手とするパターンでね。それはきちんと議事録に入れておきましょう。他どうですか。

**田村委員**：少し細かい所で、平成27年度の計画についてですが、資料2の5ページの「その他」ところで、i・ii・iiiとありますよね。

先ず、「その他」の3つ目のところで、事務委託に関しての土地改良区等との意見交換をするということで、活動組織の事務局機能を土地改良区へ委託出来ないかということだと思っておりますが、去年のアンケートの結果を見ると10%程度が「連携先がない」と答えていて、回答数からいうと大体60組織位がそのように回答しています。

そのような組織は、たぶん土地改良区とどうやってコンタクトをとっていいのかわからないし、もしかしたらそのような組織もないかもしれないので、そのような場合には土地改良区だけではなくて、他の事務委託を受けてくれるような所を探さなければならないと思うんですが、そこをどう考えているのかというのが1つ目の質問です。

2つ目が、平成27年度もアンケートをされるということですが、アンケートをして何を把握しようとしているのかということがここに書かれていないので、教えて欲しいというのが2つ目の質問です。

3つ目が、今日配布頂いた「多面的機能支払交付金取組事例集」、これはとても重要な資料だと思います。「自分の所でこんなことをしたいけど、出来ないんじゃないかと思ったら、他の所ではこんな面白いことやっているんじゃないか」という。活動に取り組んでいる人達が「こういうこと出来るんだ」というのをなるべく沢山用意して、かつ容易にアクセス出来るようにしておくことが大切だと思っています。

記憶が定かではありませんが、現代農業の別冊か何かで、この多面的機能支払で自走式モアを買ったり、牽引式モアを買って活かしているという例があったようです。一応要件も色々あるとは思いますが、地元の人達が「こんなことをやりたい」と思った時に「これOKなんだ」という事例集や、或いはその人達が情報を入手出来るような環境をもっと整えていくことが大切かなと思います。

**大泉委員長**：農村振興局のホームページに載っていることは載っているけれど、もう少し詳しいのが欲しいのかな。

**大場技術副参事**：全国の取組事例は、国の公表している取組事例そのものですが、それに県の取組事例を追加したものです。

**田村委員**：情報入手のためのアクセスを考えた時に、ホームページに載せるというのは凄く大切な事でしょうが、農村の人達が実際どれだけホームページにアクセス出来るかということも疑問なので、情報交換会的なものでも良いですし、視察的なものでも構わないので、このような情報を入手する機会が必要なのかなと思いますし、凄く大切だと思います。こういう部分をもう少し充実して頂けたらと思います。

**大泉委員長**：あと2つ、どうですか。

**大場技術副参事**：まず1つ目の事務委託先の話ですが、改良区以外の候補として、JAというのが挙げられますし、その他に、町によっては自治組織があるので、そういったところと出来ないかというようなお話しはあります。

これについては、これから検討の段階でございます。金銭的にこれ位であれば受けられるという話にもなってきますので、その辺は今後検討していくこととしており、まずは改良区と意見交換したいと考えています。

改良区の事情もあり、職員が一人しか居ない改良区もありますから、そういったところでどれだけやっていけるのかという話にもなりますので、その辺は色々これから検討・意見交換していこうということでここに書いているものでございます。

それからアンケートにつきましては、基本的には同じ項目のトレンドを見るような形ということで、毎年同じような形になっています。その他に、加えて特別なものを聞き取るというような形にしており、さらに地元の要望・意見等もどのような内容かを集計しています。

それから取組事例の関係ですが、今回の取組事例集は全組織にこの印刷した冊子を配っております。そして「ぐるみ」の中でも取組事例を掲載しており、今後も掲載していくことにしていますし、掲載したのものについては協議会のホームページがございまして、そちらの方に全部アップしています。

その他に、活動組織を対象とした支援研修会というのを管内毎に宮城県6管内で今やっていますが、その研修会の中でも取組事例を発表してもらおうと考えております。出来るだけ取組事例を多く広報していきたいと考えております。

先程、田村委員からお話しありました自走式モアの購入の話ですが、これについては少し問題がある部分がございますので、これを積極的に進めていくという訳にはいかない事情がございます。その辺については特殊な事例ということで市町村を通じて組織に説明をしている状況でございます。

**大泉委員長**：他どうですか。

多面的機能だけど、6万1,000から7万5,000に増えるということですが、これは市町村のヒアリングをして200以上の組織が増えるということですね。この辺は確実なんでしょうか。

**大場技術副参事**：この数値は、昨年の10月に市町村に聞き取りをして整理したものでございまして、その後2月にも聞き取りしていますが、若干下がっている状況になっております。

**大泉委員長**：でも凄い数字、上昇率ですよ。

**大場技術副参事**：これが上限枠のような形になります。

**大泉委員長**：これより減るということですか。

**大場技術副参事**：これより下回る格好になります。

**大泉委員長**：それで県費をここで確保しておいたという、そんなかたちですか。

**大場技術副参事**：そうことです。

**大泉委員長**：これを取り組む時は、地元の農家に対して、市町村の人達が意識づけするんですか。或いは、NPOとか、そういう所が行うのですか。

**大場技術副参事**：新規の取組については市町村を通じてやるようになります。

**大泉委員長**：産業課か農林課か知らないけど、そういうところがやる訳ですね。なるほど、大変ですね。頑張ってくださいというしか言いようがありません。

よろしいでしょうか。時間も時間ですので、これで大体1時間位です。あと1時間で3課題ですので、次の議題について事務局から説明をお願いします。

**高橋主事**：それでは引き続きまして、資料3に基づいて中山間地域等直接支払について説明させていただきます。昨年度に引き続きまして担当しております農村振興課の高橋と申します。よろしくお願い致します。

資料3の1ページ目をご覧ください。平成26年度の実績について簡単に掲載しております。平成26年度の事業の実績ですが、事業実施市町村がここに書いてありますとおり13市町、それから

交付金の補助の対象となる面積がおよそ2, 100ヘクタール、そして協定数、活動組織の数ですが、その数が全体で223、事業費の総額としておよそ2億9, 500万円というような実績になっております。

(2)の活動状況ですが、まずは支援研修会の実施としまして、昨年11月12日に大和町まほろばホールを会場としまして、平成26年度の中山間地域等活性化支援研修会を開催し、この中山間地域等直接支払に参加している農業者の方などを対象とした研修会を実施しております。

②の担当者会議の開催の実績としまして、昨年9月9日に市町村及び県の地方機関の担当者を対象としまして担当者会議を開催しております。

**大泉委員長**：すみません。なるべく議事進行にご協力頂きたのですが。これ一つ一つ読んでいくと時間が掛かるので、活動状況は以上の事をやったという事で、飛ばしても結構です。

**高橋主事**：実績の方は簡単に説明させていただきます。

会議の開催の他に、抽出検査の実施、それから農村振興施策検討委員会を3回開催、それから実施状況の公表につきましては毎年6月末までに前年度の活動状況を公表しています。

**大泉委員長**：そんな感じで良いですね。

**高橋主事**：それから資料3ページ目に進んで頂きまして、平成27年度の計画について説明させていただきます。こちら参考資料の3-1というのを後ろに添付しておりますので、時折そちらのページを紹介しながら説明させて頂きたいと思っております。

まず中山間地域等直接支払制度ですが、平成27年度から平成31年度までの5ヶ年間を対象とした第4期対策というものがスタートしております。参考資料3-1の9ページ「はじめに」という所に、今年度から法制化されまして法律に基づく事業として実施されるという説明があります。

それから制度の対象地域、対象農用地、対象者、交付単価等ですが、資料3-1の11ページ目に、「中山間地域等直接支払制度とは」ということで紹介されております。

**大泉委員長**：この辺もね、委員の方々みんなご存じですので、第3期対策とどこが変わったか位の説明で大丈夫だと思います。

**高橋主事**：制度としては、基本的な部分についての変更はありません。

主な変更点ですが、3つ挙げさせて頂いております。

1つ目として、体制整備のための前向きな取り組みとして、「女性・若者等の参加、参画を得た取組」というものが設定されております。資料3-1の12ページの「第4期目対策のポイント」に記載されています。

それから2番目。「複数の集落が連携して、新たな人材を確保した上で農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う」というような場合には、交付金額が加算されます。これについては14ページの「加算措置もあります」という所の①に内容が説明されております。

それから3番目としまして、田んぼで傾斜が1/10、畑で20度以上の非常に傾斜の大きい農用地の保全・有効活用に取り組む場合には、当該農用地には交付金の加算を受けられる措置が設けられております。これについては参考資料の3-1の14ページの②の超急傾斜農地保全管理加算というものが該当しております。

同じく参考資料3-1の15ページに、交付金の返還についてという資料がありますが、この中山間地域等直接支払は、基本的には5年間協定に位置付けた農用地を保全する事で交付金の交付を受けることが出来ますが、農業者の方が死亡したり、或いは病気等で協定活動が困難というような場合には、交付金の返還が免除されることになっております。この赤字で下線が引いてあるような理由が交付金の返還免除要件として、第4期対策から新たに追加されたもので、交付金返還の免除要件が広がったことにより、取り組みやすくなったというものです。

それから資料3の4ページに戻りまして、平成27年度の計画について説明させていただきます。平成27年度の計画につきましては、今年4月に実施した要望量調査の結果に基づく数値を載せてお

ります。協定数が県内全体で255、それから交付対象面積が2,359ヘクタールといずれも平成26年度の実績よりも増加が見込まれております。事業に取り組む市町については13市町で、全て平成26年度から継続の市町となっております。主な増額理由としては、ここに掲載した内容で増額或いは面積の増というものです。当初予算額につきましては、平成26年度事業費全体としておよそ2億9,500万円でしたが、平成27年度当初計画としましては、およそ3億6,300万円を見込んでおります。

(3)の平成27年度の研修会等の計画ですが、今週5月27日に市町村担当者会議を実施しております。また、協定参加者の方を対象とした研修会については11月頃を目途に今年度も実施する予定としております。

それから、指導及び支援体制の強化ということで、抽出検査の実施、或いは各種手引きやパンフレット等の作成ということを予定しております。

県民理解の促進としましては、多面的機能支払交付金事業の方でもありました通り、パンフレットの配布等によってこの制度の周知を行っていきたいと考えております。

それから資料5ページ目に移りまして、今年度も宮城県農村振興施策検討委員会を3回開催予定としています。

それから資料6ページ目に進みまして、第4期対策の県特認地域について説明させていただきます。特認地域についてですが、本事業の対象となりますのは基本的に「過疎法」ですとか「山村振興法」といった8つの法律の指定を受けた地域が対象となります。ただし、それ以外にも法指定地域に準ずるような地域としまして、都道府県知事が地域の実態に応じて「特認地域」というものを設定することが可能とされております。この「法指定地域」と「特認地域」では交付金の国と県、市町村の負担率が若干異なっております。平成26年度については県内232の協定のうち、資料では12とありますが、正しくは13ですので訂正させていただきます。13の協定が特認地域内に存在しております。

特認地域の考え方ですが、国のガイドラインに沿う形としまして、まず8法地域内につきましては、特認地域は設けないということにしております。それから8法地域内の特認としまして、国の特認基準のガイドラインに従って特認地域を設定することを考えております。

特認地域の設定に伴う影響ですが、この地域設定に用いる統計データの更新によりまして、県内全体で見ますと一部地域が新たに指定されたり、除外されたりといったことが発生しております。ただし平成26年度以前からすでに中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる協定、或いは平成27年4月の実施見込調査において新たに取り組みを希望している協定につきましては、全て事業の対象とすることが出来ることを確認しております。

第4期対策の県特認地域の区域は資料7ページの対象地域図の通りです。この対象地域図で青色になっている8法地域に接する旧市町村、それから黄色の農林統計上の中山間地域、この2つの地域が宮城県における第4期対策の県特認地域ということになります。駆け足ではありますが本事業の説明については以上となります。

**大泉委員長**：ありがとうございます。中山間地域等直接支払交付金事業について、如何でしょうか。

**三村委員**：4ページの平成27年度の計画ですが、平成26年度からの継続ということであまり変わっていないということは、やるべき市町村は大体網羅されているという理解でよろしいんですね。

**高橋主事**：この13市町の他に、7ページの資料で色が塗ってある市町村というのがいくつかあります。事業実施が可能な市町村に対しては、この取り組みについて説明をさせていただきましたが、平成27年度については少なくとも取り組まないということで、結果的に継続市町村のみの実施ということになっております。

**三村委員**：そういう感じなんでしょうね。

**大泉委員長**：これは12万位ある農振農用地のうちの2,300だから、2%ぐらいの農地が中山

間地域等直接支払交付金事業の対象になるということですので、宮城県の場合は意外と少ない方だよね。

**大場技術副参事**：少ないです。ただ多面的機能支払と中山間地域等直接支払の重複について、平成27年度からは認める事にしておりますので、若干増えている格好になります。

**大泉委員長**：ダブルで貰えるということですよ。

**大場技術副参事**：そういうことになります。

**大泉委員長**：加藤専門委員の所はダブルで貰える。

**加藤専門委員**：いいえ。

**長田委員**：3ページの交付金事業の返還免除というところ、一番下の方なんです。全額免除と一部免除ってありますが、一部免除って何パーセント位ですか。

**高橋主事**：一部免除というものは、例えば一番下の下線を引いたもので「林業・水産業関連施設とする場合」というのを事例に挙げさせて頂きますと、その施設とするために転用した分についてのみ、その面積分の交付金だけを返還することで良いとするという意味合いでの一部免除ということになります。

**長田委員**：では一概に何%とは言えないということですか。

**高橋主事**：言えないです。

**長田委員**：ケースバイケースということですか。

**高橋主事**：そうです。

**沼倉委員**：6ページです。「特認地域について」ですが、これ前に聞いた事あるかもしれませんが、法指定地域と特認地域がありますが違いは何ですか。特認地域は県が決めるのですか。それがどうして法指定地域にならないのかということと、特認地域の方は国の負担県、市町村と1対1だということ、県と市の割合が増えるということが良いですか。

**大泉委員長**：いかがですか。

**高橋主事**：特認地域の設定につきまして、国ではガイドラインを設定しており、それを参考として県の方で設定するという形になっております。

何故、法指定地域とならないのかということですが、法指定地域となっているものは法律の設定要件は色々あるので一概には申し上げられないのですが、例えば人口減少率ですとか、林野率というような数値が何%以上というような形で機械的に判定されるものが結構ありまして、それに該当しない場合は法指定には当たらないということになります。「指定される」か「されないか」の二択というような形になってしまうということで、法指定に引っかけられないような地域もかなり広い範囲ですが有ります。

それから、負担割合につきましては、特認地域ですと確かに県と市町村の負担割合が増えております。これについては、法指定地域以外であっても県がある意味特別に認める形で事業を実施したいところになりますので、際限なく特認地域というのが広がらないように県と市町村の負担割合を若干高めているというもので、制度を創設した頃から、そのような考え方で特認地域の負担割合が決定されています。

**大場技術副参事**：具体的に、法指定地域は国が1／2，県・市町村がそれぞれ1／4という負担割合になりますが，特認地域についてはそれぞれ1／3づつになります。その辺が大きく違うところ  
です。

**沼倉委員**：市町村によっては，負担が増えるということで，「いやウチはちょっと」という所もや  
っぱりあるんですか。

**大場技術副参事**：負担割合は決まっていますので，その割合は変えられないのですが，市町村の財  
政事情が厳しくて，取り組めないというような所はあるかもしれません。

**大泉委員長**：県で嫌がったということでは。

**大場技術副参事**：宮城県は市町村の要望を踏まえて予算化しております。

**大泉委員長**：よろしいですね。

対象地域の条件を「それみんな分かっているから省け」といった所に，その条件があつて，8法  
指定地域から除外されるような所は特認にしていけないといけないという話になっているよう  
です。

むしろ8法指定地域から離れた所にも特認が必要な所がある。傾斜地が結構きついとよという所が  
ある，そういう所を認めましょうよというのが一番最初の制度の考え方だったような記憶がありま  
すね。

はい、いかがでしょうか。よろしければ，中山間地域等直接支払はこれで終わりにしてよろしい  
でしょうか。

それでは，引き続き農村活性化事業の説明をお願い致します。

**高橋主事**：引き続き説明させていただきます。資料4の説明となります。まずは平成26年度の実績に  
ついて簡単に説明させていただきます。

基金の運用状況ですが，元本，それから運用益はお示ししている通りとなります。

(2)の主な取り組みということですが，①～⑤に示した通り，前回平成26年度第3回の施策  
検討委員会の際にも同様な説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

ただ1点のみですが，③「みやぎのふるさと農美里フォトコンテスト」に関しまして，平成26  
年度の受賞作品を県庁の1階ロビーにて今年8月10日から19日の間で作品を展示する事とな  
りましたので，追加ということでお知らせ致します。

資料2ページについては，平成26年度にこの事業の基金事業の運用益で補助対象としておりま  
す指導員・保全隊の活動地域図です。説明は省略させていただきます。

資料3ページは，平成27年度の活動計画についての説明です。基金運用の見込みについて，元  
本，運用益はお示しの通りですので省略させていただきます。それから主な取り組みにつきましても，  
ほぼ前年度と同じような形で実施する見込みとなっております。それから再度フォトコンテストの  
件のみ補足説明させていただきますが，今年度につきまして仙台七夕まつりが開催される8月上旬頃を  
一つの目処として，作品の募集を開始したいと考えております。可能であれば，七夕まつりの場で  
募集のパンフレットを配布するような事が出来ると良いということで，準備を進めているところで  
す。

4ページにつきましては，今年度の補助金の交付対象の指導員・保全隊の活動地域図ということ  
ですので，説明は省略させていただきます。

5ページ以降ですが，昨年度の写真コンテストの入賞作品の一覧表，それから8ページには審  
査会の様子を掲載させて頂いております。このように全体で12点の作品が入賞しております。昨  
年度応募作品数は118点ということですので，平成25年度の第1回の開催と比べると若干増に  
はなっております。

非常に簡単ではありますが，中山間地域等農村活性化事業についての説明は以上とさせて頂きま



す。

**大泉委員長**：ありがとうございます。基金は6億8,000万円ですね。この運用益で、ふるさと水と土保全隊により、ふるさとの地域資源を守るというもので、似たような事業だけど、多面的機能支払制度が出来る前から行っている事業で、ここは文屋さんの所の内川等入っていたりして、資源の保全管理にご協力頂いているということでもあります。

話題にするとしたら、どの辺なんですかね。元本どうするのという話はあるけれど。

**沼倉委員**：元本はどこが出したんですか。

**大泉委員長**：国と県が出資したのですが、今は県が管理していて、県の財産の扱いなんですか。会計的にはどう扱われているんですかね。

**大場技術副参事**：国への報告義務がありますが、一応県の財産として扱っています。

**長田委員**：質問良いですか。平成26年度と平成27年度を比べて、平成26年度の④の農村漁村と企業等の協働に関する意見交換会の参加というところが平成27年度は無くなっていますが、この理由は。

**高橋主事**：この意見交換会ですが、平成26年度に和歌山県で開催されたのですが、平成27年度で開催県を調整中という状況で、まだ固まっておられません。そのため、現時点では開催が確定していないということで、ここの活動計画からは省かせて頂いております。ただ開催されましたら、他県との良い情報交換の機会ともなりますので、可能な限り参加したいと考えております。

**長田委員**：未定ということですね。

**高橋主事**：そうです。

**大泉委員長**：平成27年度に入ったのは全国のそういった集まりで、和歌山県がやるからって入ったということですか。

**高橋主事**：この意見交換会は、毎年手挙げ方式のような形で次の開催県を選んでいるものですから、和歌山県の次に手を挙げる県がまだ決まっていないという状況です。

**大泉委員長**：和歌山県がこの事業をやったのですか。農村・漁村と企業等の協働に関する意見交換会を主催したということですか。

**高橋主事**：意見交換会の主催者が和歌山県ということですよ。

**大泉委員長**：そうですか。ところが次の開催があるよというインフォメーションが無いので、平成27年度の計画には記載していないという訳ね。

**高橋主事**：和歌山県が次の開催県を照会しているというか、声を掛けているようなのですが、まだ決まっていないという状況です。

**大泉委員長**：宮城県としては独自にやらないのかな。そういえば、宮城県は独自にやっていないね。

**高橋主事**：そうですね。やってないですね。

大泉委員長：静岡の一社一村運動だとか、あれは何で今あまり評価されないのか良く分からないけど。

高橋副委員長：折角なので、参加された方の感想とかはどうでしょう。

大泉委員長：今までどうですか。参加した人いますか。

大場技術副参事：ここには、高橋主事しか参加していません。

大泉委員長：どうでしたか？

高橋主事：なんて言いましょうか、次に説明させて頂く宮城県でいうところの資料5の集落支援のような取組を各県でも行っているというような状況でして、農山漁村と企業等の協働とはあるのですが、企業に限らずそういったボランティアの方を募集するような取組を行っている県が、全体で20位参加していたと思います。

その意見交換というような内容で、他県の取組を耳にする機会というのは多くないので、そういった意味で全国のそういった事例を一堂に会して聞く事が出来たというのは非常に役立っていると思っております。

大泉委員長：他の県の取り組みというのは参考になるんだろうけど、「それでは企業との話しを宮城県でもやった方が良くないんじゃない」とか、「いや、これはマズイな」とか、その辺の感想はありますか。

高橋主事：企業側としても、CSRとはここでは書いているんですが、やはり何らかのメリットが無ければ協働というようなものは当然難しいかなと考えていまして、直接こちらからアプローチしたという形ではないんですが、昨年度に県がある意味紹介するような形で、集落支援の取り組みを行っている丸森町の耕野地区で小規模な研修を行うというような企業が1社ありました。そういった意味では、企業が参加しての農村側との交流という手段も、取組の1つの方向性として、ボランティアばかりではなく面白いのかなというように思います。

大泉委員長：なるほど。長田さん良いですか。もしもこの農村活性化事業、ふるさと水と土保全対策事業についてよろしければ、今の話しの続きで集落支援事業の報告をして頂こうかと思うんですけど。

島谷委員：一つ質問ですが、平成26年度と平成27年での主な取組の所の②なのですが、住民活動支援業務を塩竈市の寒風沢で平成26年度になさっていて、平成27年度もということで、連続してなさる理由というのは何かあるのでしょうか。

大泉委員長：これもまた痛い所を突いてくるね。

高橋主事：住民活動支援業務は、基本的には2年間実施するのがスタンダードな形になっておりまして、昨年度1年目に合意形成のような形で行って、今年度の平成27年度はある程度実際に動いてみる。そして、平成28年度以降に地元中心で活動していけるようなスケジュールで考えており、その前準備を2年間でやっという形で行ってという形で行ってという形で考えておりましたので、昨年度に引き続きということで実施を予定しています。

島谷委員：分かりました。ありがとうございます。

大泉委員長：それでは集落支援ということでお願いします。

**高橋主事**：それでは引き続き、資料5「集落支援事業について」説明させていただきます。1枚目「集落支援事業の活動体制（目標）」という横刷りのカラーの資料が入っておりますが、こちらは後程の説明とさせていただきます。

資料2ページ、昨年度の実績ですが、七ヶ宿町、丸森町の3集落、3地区で取組を行いました。詳細については、昨年度の第3回目の施策検討委員会でも報告をさせて頂いておりますし、それから資料5の4ページ以降に集落支援の取り組みの報告をA4版のものを各回毎に作成したものを添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

資料3ページに進みまして、平成27年度の活動計画について説明させていただきます。これまで事業実施をしております丸森町・七ヶ宿町の3集落で引き続き支援事業を実施予定としております。上から順番に丸森町の筆甫中区集落ですが、第1回目の取組を平成27年5月24日ということで、先週の日曜日にヒマワリの播種の取組を行ったところです。参加者数は一般参加40名とスタッフ及び地元住民24名というような形になっております。アンケート調査を実施していますが、この場には集計が間に合いませんでしたので、次回の第2回目の委員会または第3回目になるかと思いますが、いずれ後日報告させて頂きたいと思っております。

第2回目の取組ですが、今後調整ということですが、内容としては、ヒマワリの刈取及び種の収穫作業の支援ということで、先週日曜日の1回目の活動で種まきしたものの収穫を行うという形になりますが、生育状況によって時期が若干変わってくるということで、生育状況がハッキリしたところで詳細な日程を決める事としております。

2番目は七ヶ宿町千蒲集落の取り組みですが、第1回の取組を来月6月14日に予定しております。内容としてはヨモギの収穫作業の支援ということで、6月5日の金曜日を募集の参加申込の締め切りとして現在参加者を募集中です。昨日時点で参加申込が確か18名になっていたかと思っております。こちらについてはまだ募集中で、取り組みも未だということで、第2回目以降の施策検討委員会の際に活動報告をさせて頂くことになるかと思っております。第2回の取組については今後調整ということで、第1回目の取組実施後に改めて集落との話し合いを予定しております。

丸森町耕野地区での取組ですが、11月頃開催予定としております。こちらも内容としては干し柿づくりの作業支援を予定しておりますが、日程、内容等の詳細については今後調整していくこととしていまして、現時点では実施するというのみが確定事項となっております。上記3地区以外での実施については、現在のところ未定となっております。

(2)の支援事業の情報発信体制ですが、取組への参加希望者を広く募るために①から⑥のような形で情報発信を実施しております。

①のホームページへの掲載ですが、こちらについては25年度から引き続き実施しているものになります。

②の県内大学19校への参加者募集チラシを送付ということで、このような取組を行っておりますということで、大学の総務ですとか、或いはボランティア対応の部署に対して参加者募集のチラシを送付しております。

③の仙台市図書館、いわゆるメディアテークになりますが、そちらに募集チラシを置いて頂けるということで、こちらでも紙ベースで設置して募集しておりました。但し、既に期限が過ぎて撤去されてしまっておりますが、このような形で広報活動を行っております。

④の仙台商工会議所の会員へのメールによる周知ということで、仙台商工会議所の広報担当の方にこの件を相談させて頂いたところ、会員向けの情報発信メールで取組の事を紹介して頂けるというお返事を頂きまして、簡単なメールマガジンの様な形で情報発信をさせて頂いております。

⑤の過去の参加者のうち、今後情報提供を受けても良いという意思表示をして頂いて連絡先を提供いただいた方については、個別にメール又はFAXの形で情報提供をさせて頂いております。

それから、⑥の農業農村整備関係の機関には、メールやチラシ或いは回覧といった形で個別に情報提供をしております。

それから、この取組の経過ですが、今年度で3年目となりますが、1年目には県が新規の取組として提案しまして、県主催の形でこの取組の開催をしておりました。2年目については、県と市町村、集落等と連携する共催の形で実施をしておりました。

3年目についても共催という形は変わりませんが、2年目と比べまして、企画とかボランティアの受付、当日の指示と言いか仕切りと言いか、そういったものについては、より地元が主体となっ

た形で実施しております。

県の役割ですが、今年度は具体的に、まずはイベント保険については全体で加入しているということ。それから現地への移動手段としてバスの手配。それから上の情報発信体制でもありましたが、大学ですとか企業への情報発信というような形で、主に後方支援のような形で県が関わっているというような状況です。

今後、この取組が定着するまでの間、なかなか3年間で完全に手離れという事は困難かと考えておまして、移動手段としてのバスの確保ですとか、或いは保険の加入といった面で支援をしていきたいと考えております。

活動体制の将来的な目標としてお示ししておりますのが、資料5の1ページ目になりまして、簡単な模式図として書かせて頂いたので、これだけで全て説明するというのは困難な部分もあるかと思いますが、役割分担の形としまして、集落・地元の方で活動内容の企画ですとか参加申込の受付、当日の対応といったものを行って頂きたいと考えております。どうしても、集落の方で、ボランティアですとか或いは企業等の方々を受け入れるとなると、受け入れのための労力が発生するという事は避けられないかと考えておりますので、地域として続けられていけるような活動内容の企画ですとか、そういった事を担って頂ければというように考えております。

また、地域に「地域おこし協力隊」ですとか「集落支援員」のような方がいらっしゃいましたら、そうした方も是非巻き込んでいきたいと考えております。そういった方ですとソーシャルメディアの扱いに抵抗が無いかと考えておりますし、ずっとその地域に住んでいた住民の方とは別の視点で取り組みの企画ですとか、或いは外部へのPRとか、そういったことをして頂けるのではないかと期待しております。

それから県や市町村の方の役割ですが、主にボランティアですとか、そういった方の募集という面においては、県とか市町村というような看板と言いますか、そういった名前があるということで、大学や企業等の開拓と言った面で有利なので、そういったところで役割分担が出来るのではないかなと考えております。

また、当課の場合ですと、グリーン・ツーリズムですとか、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、そういった取組も行っておりますので、そういった組織への情報提供も出来るかなと考えています。そこからボランティアや企業活動等で参加する側だけではなくて、集落として受け入れる側の開拓にも繋がっていければ良いかと考えておまして、このような活動体制ということでワンペーパーを提示させて頂きました。

簡単ではありますが、集落支援の取組についての説明は以上とさせて頂きます。

**大泉委員長**：ありがとうございました。これが前回の懸案事項というやつで、受入側と参加者のマッチングをどうするかとか、食事を出すのが大変じゃないかというものです。

この集落支援、先程の農村活性化事業に戻っても結構ですが、ご意見頂ければと思います。

**高橋副委員長**：今、最後に説明頂いたワンペーパーですが、これは一般的なグリーン・ツーリズムなのかと、前回も思っていたところでした。ただ色々聞いてみると、不特定多数の人にいつも来て貰って担う、そういったものを目指すというよりは、どこかの方々がここと強く結びついて「第二のふるさと」の様な格好で、ある程度特定の方々がここに常に来て交流をして支え合うみたいな、どちらかという不特定多数を狙う話しではもうないのではないかなという感じもしているんですね。

だから、どちらかと言えばCSRとかが、もしかしたら近いのかもしれないですね。この辺のところの行き着く先みたいなのをもう少し議論されても良いのかなと思います。

というのは、こういった事を県がバスの手配とかいうのは勿論ですが、例えばこれが「民間の観光会社さんにやってもらうんだ」ということもありかなと思うんだけど、どうもそれは違いそうだなっていうのもあって。

この辺のところをどのようなイメージでここに結べば良いのかというところなんです。どんなもんですか。

**大泉委員長**：手段としての前部があるとすれば、それを一生懸命やってエンドストーリーはどうい

うところに設定するのかですね。

**大場技術副参事**: 以前に、こういったものを出した時に、もっと先の目標値を出した経緯があります。「定住移住」というものに、将来的には結びつけていくという目標でした。

ただ、この目標を掲げてしまうと、あまりにも目標が高すぎるのではないかということで、この辺りで止めているような形になっております。

内容的には、援農ボランティアと言っていますが、グリーン・ツーリズムで言えばワーキングホリデーとなりますので、同じ様なものです。

「定住移住」という言葉を出してしまうと目標が高すぎるため、この辺りに留め、モデルケースということでやらせてもらっています。

**高橋副委員長**: 「誰でも良いから手当たり次第に来て下さい」というのではないということですね。

**大場技術副参事**: 出来れば、興味ある方に来てもらいたいと思っています。

**高橋副委員長**: その中から、末永く残ってもらっていくというように。

**大場技術副参事**: そこに結びつけられれば、一番理想だと考えています。

**大泉委員長**: 今日参加された方いらっしゃいますか。

**大場技術副参事**: 二人ほどおります。

**大泉委員長**: 参加してどうでしたか。疲れた、意見があればどうぞ。急に振られても困るかな。

**傍聴者 1**: 私は2, 3回位参加させて頂いて、筆甫地区の方でしたが、元々この援農ボランティアに参加する前から繋がりがあって、その中で今回「県の方でもこういうボランティアがあるからどうですか」とお声掛けを頂いて参加させて頂きました。

どちらかという「援農がしたいからどこの地域にも行きたい」というのもありつつも、やっぱり何回も行っている所だと、その固定ファンになるというか、「筆甫地区は良いな」と思って何回も行くという様な感じです。

一般的なグリーン・ツーリズムなのか、それとも固定ファン向けの取組なのか、どっちなのかなと行きながら考えています。

**傍聴者 2**: 私も去年秋頃から参加しているんですが、大学でも例えばサークルなんかだと少しずつ学年が変わっていく中で、後輩の人達にも「一緒に行こう」と誘ったりという感じで他の大学では来ているようなので、そのように繋がっていくと、きっかけは授業だったり、県の事業だったりというものでも、そのまま続いていくような関係というのは作れるかなというように考えています。

**大泉委員長**: なるほどね。ありがとうございます。大学の社会勉強のフィールドになるんだね。

**大場技術副参事**: なります。中には大学の教授が自分の教え子を連れて来ているというケースもありますから。

**大泉委員長**: これは制度化するという事で書いてあったけれど、色々な意義だとか、方向だとか、参加者の意見だとかを整理しながら、ウォッチしながら進めていく必要がありますね。

地方再生関連事業としての新たな制度化に向けて検討と書いてありますが、どのように制度化をするのか。

**大場技術副参事**: 今模索中でございます。

**三村委員**：すいません、今お話のあった、そこを少しお伺いしたかったんですが。

地方再生関連の「まち・人・仕事」というのがありますね。それで、新たな制度化となると、どのような事をお考えなのかということをお聞きしたい。

集落支援事業という枠組みの制度化は模索中だということですが、この集落支援事業の枠組みの中の「まち・人・仕事」関連の新たな事業という格好なのか。或いは、「まち・人・仕事」は「まち・人・仕事」で、総合戦略会議で計画を作るじゃないですか。そちら側の新たな事業への衣替えとなるとお考えなのか、そうなるこの委員会で議論すべき事項から外れるか、外れないかの話しになるとどうなりますか。

**大場技術副参事**：「まち・人・仕事」関連の制度化となると、本委員会の議論から外れることになります。

**三村委員**：新たな制度は、こういったイメージになりますか。

**大場技術副参事**：本当に制度化まで持っていけるかどうか駆け出しの状態ですが、基本的には出し手と受け手のマッチングする部分、この部分に支援してやれる体制が出来れば制度化出来るのかなというイメージは持っています。

それが、具体的に事業化出来るかどうかは、今後の制度の色々な要件を満たすか、満たさないかによっても変わってくると思いますので、その辺は様子を見ながらという状態です。

**三村委員**：前回は複数の委員からもお話がありましたし、私も少し申し上げましたが、主体・客体の話しがあって、客体がうまく回っている所は良いんですが。

主体つまり集落が中心となって、或いは市町村が中心となって、それで「集落の誰が」、或いは「市町村の誰が」の「誰が」がやらないといけない。

「誰が」が居る所は良いんですが、その「誰が」が中々見つからないとなると凄く進む地域は凄く進んでいる。そうじゃない所は全く根も出ませんという話で、格差がかなり広がってしまう気がしますね。

**大場技術副参事**：色々やってみて、集落そのものが主体的に取り組むというのは少し難しいところがあると思います。丸森町にある集落の振興連という自治組織みたいなものがあると、やっぱりやっていけるかなと思いますが、七ヶ宿町の方ではそのような組織は無いということから厳しいと感じています。そこで、七ヶ宿町でもその辺を考えていかなければならないかなと思っています。

**三村委員**：そこを作るというのも、両輪は何かといくことにはなりますが、非常に重要なんだろうと私は認識していますが。

**大泉委員長**：文屋専門委員、どうぞ。

**文屋専門委員**：奥が深い委員会なので、少しお伺いしたいのですが。

農村振興課という中でこの議論をしているのですが、一つ私なりに常日頃感じているのが、農業委員会というものとの関わりがどのようなものなのかが一つあります。

それで、何故そういう事を言うかといいますと、米農家に限って言わせて頂くと、今いう中山間地、山里そういう急傾斜地で、非常に耕作しにくい場所で一生懸命やっている農家の方も居るんですね。ところが一方で、減反という制度があるのでその辺の絡みだろうとは思いますが、平地で、農地を改良・整備された部分で、遊んでいるような農地がある状況になっている。そのような農業は、一般的な企業からみれば、非常に効率の悪いお話だと感じています。その辺の考え方というもの一つお聞きしたいと思います。

もう一つ、ここに中山間地域等直接支払制度の非常に素晴らしい参考資料があります。例えば、21ページにあるような全国の急傾斜地の水田、棚田などの景観が素晴らしい所がございます。こ

これは農業的な生産性というよりは、むしろ風景の保全というような観点になるのかなと思います。そういった点からすれば、一つの器の中で議論するのではなくて、多面的と申し上げながらも美観というものに助成をして保全のあり方を考えていく。しかし一方では、荒廃していく中山間地という部分をどのように保全をしていくかというような二分的な考えは出来ないものなのかなと思います。いかがなものでしょうか。

**大泉委員長**：奥が深いですね。

最初は、平場の荒れているのはどうするかという話ですか。後の方は美しさだとかという話ですね。

多面的機能というのは、言うのは易しだけれど、「色々な機能があるのを対策にしましょう」という話ですから、「美しい田舎」だとかね。

そもそも、この農村振興施策検討委員会というのは農村資源というか、農業資源をどのように活用するかというのがテーマですので、活用出来れば良いのですが、活用する為の仕組みとして色々実験事業をやっている訳です。

色々課題がある訳ですよ。その課題を一つずつ整理して新たな仕組みを作れるかどうかというところの実験事業をやっている訳ですが、人が居ない所で受入体制を作るとするのは中々厳しいんだろうけど、そういう場合でもやれる手法があるよという、そういった議論をしている訳ですね。

だから色々な所から切り口があるので皆さんがおっしゃるように、全て可能だよ。全て可能だから、逆に難しくなるんだよ。

**鈴木専門委員**：一つ質問良いですか。この委員会から少し外れる部分ですが。

こういうリーダーを作っていかなければいけない部分と人を作っていかなければいけない部分というのは、この事業をやっていくと、どうしても先にゴールとして見えてくるのですが、その時農業振興課や農業普及員との情報交換というのはどのようになされているのでしょうか。

**大泉委員長**：これは県農政の永遠の課題になっているんだよ。

**鈴木専門委員**：毎回言うんですけど。

**大泉委員長**：どうなっているんだろうね。

**加藤専門委員**：やはり筆甫、七ヶ宿もそうだけど、県がここで仕掛けをして3年目過ぎればバイバイという、制度はもう終わりではなくて、「やりましたよ」というだけです。

そうではなく、ボランティアの方々に委任するとか、そういう形を取っていかないと、「県がやってくれるんだ」という他力本願になっちゃうから、どこまでも地域の受入側の体制を作れないということになる。

先般申し上げましたが、受入側の体制をいかに作ろうかというのが一番大事な事なんだと思います。七ヶ宿が「難しい」と言うのであれば、リーダーといいますか、若者が居なければどうしようもないですけど、90になる爺さんでも良いと思いますよ。丸森町は受入に関して地域の支えとなる組織があり、希望はある様ですけども。

地域起こし協力隊なんかも来ますが、どこの町も定着する人はなかなか居ないんですよ。皆帰っていきます。ですからそうではなくて、定着し得るような受入組織を作っていただくよう頑張って頂かないと、紙の上の話だけになってしまうなと感じます。一つ頑張って頂きたい。要望です。

**大泉委員長**：ありがとうございます。その通りだと思いますね。

高橋主事、これ結構厳しいですか。例えば、3ページの支援事業の情報発信体制で、色々やったけど、これのアフターケアが必要ではないか、効果はどうなんだとか、どのメディアというルートがどうなったかとか、良かったか悪かったか、効果があったか無かったかとかね。

それから筆甫は振興連というものがあるということで、振興連が受入としてどのように機能しているのか、或いは振興連を他に作れるのか作れないのかとかね。干蒲は無んだよ。

それで参加した人達はヒマワリの種まきをやったり刈り取りし、ヨモギの収穫をやったけど、そのヨモギは食べられるのかとかね。そういう問題があつて。干し柿もそうだね。

皆さんが汗してやったものがどれだけの価値があるかという、その価値を整理できませんかね。

色々課題がありますが、これらを整理しながら、一番最初のポンチ絵で課題と成果みたいなところに落とし込みをすればありだと思います。そういうことがこれからは必要になってくるんでしょうね。

それでさっきの高橋主事から出てきた企業の話ですが、干蒲では誰も居ないというけれど、その麓の集落には源流米でしたか、ビール会社が贈答に使っているというのが確かあったんですが。あのビール会社なんかは、思い入れがあつた辺の集落にありそうなので、「もう少し深く関わってみませんか」というお誘いを掛けてみたらどうなのかなと思つているんですけどね。「ついでに干蒲と一緒に連れて行って、ヨモギ作りやりませんか」とかね。

**大場技術副参事**：干蒲には宮城製粉という会社がありまして、ヨモギを買い取る会社ですが協力会社ということで一緒に参加して頂いています。

**大泉委員長**：是非そういう会社が、ヨモギに限らず6次産業化までいくと良いのですが。

**大場技術副参事**：今は収穫したヨモギを受け入れして、それを加工している会社です。草餅用とかに。

**大泉委員長**：宮城製粉の話だけだと、なんか将来性があまり見えないね。

**大場技術副参事**：一応そういう会社にも協力していただいて取り組んでいるという状況です。

**大泉委員長**：生協なんかはどうですか。

**大場技術副参事**：今度、沼倉委員がもしかしたら参加されるかも。

**沼倉委員**：初めて行く土地が一杯あつて。

**大泉委員長**：要するに、農村と都市とどのように付き合うかという模索が続いているんですが、何か一つ「こういうやり方だと楽しかったよ」みたいなものが出てくると良いですね。

**大場技術副参事**：はい。今までの取組から、問題・課題点を一回洗いざらいして整理したいと思います。

**大泉委員長**：そうですね。

**沼倉委員**：この間とあるJAの方と交流の機会があつて、そこで出た話ですが。

生協からメンバーが産地に行き生産者と交流をしたり、色んな農産物を作ったりとかをする中で。

JAの職員はどちらかというところ「やらされる側」ですよ。何でこういうことをしなければならぬのか最初分からなかったそうです。でも、10年とかやっていくなかで出てくるものがあるって、やっぱりやって凄く良かったって話していました。

干蒲の集落の人達が「県から言われたからじゃあやってみるか」と最初はそうだったかもしれない。それで、大変だなと思つていると、そこを乗り越えると何か見えてくるのではないかな。

干蒲地区に、なかなか都合が悪くて参加出来なかったのですが、やはり都市住民も「干蒲に行ったら何か面白い事があるんじゃないか」って行くと思うです。ヨモギはハーブなんですよ。ヨモギを天ぷらにすると凄く美味しい。乾燥させてやるともの凄く美味しいお茶が出来る。というように消費者に地元ならではの発信を消費者にしていくとかね。



言いたいのは、やっぱりいつまでも県がバスを出すというのはではなくてね。参加者が2,000円なりバス代を出して、県庁の方から出発するというのを早く軌道に乗せるとかしないといけないと思う。だから県も少しずつ手を引いていきたいというのはそういうところだと思うのですが、消費者と集落の人を巻き込んでやっていかないといけないので3年や4年では無理ではないかと思えます。

筆甫の人達って、受け入れを慣れてていますよね。だから参加者も多いと思うんですが、この間行われた40人の参加者の内訳というのは、大学生の他はどうか。

**高橋主事**：大体、大学生の方が半分ぐらいですね。一般の方が半分ぐらい。

**沼倉委員**：去年の参加者が21人だから、そういう意味では前進、大きな前進。

**高橋主事**：筆甫の場合ですと、県が関わる前から、地元で取り組んでいたイベントに参加していたというような方や、筆甫出身で今他の所に住んでいるというような方に対して、県では把握していませんが、地元の振興連という所から声掛けをして頂いて参加しているケースがかなりあるようです。

振興連で元々の繋がりがある方は、地元の方から情報を発信し、地元からの情報発信が難しい大学や一般というような、広く声がけをする分を県が情報発信するという形でカバーして、新しい方に来て頂いたり、大学の研究室単位で来て頂いたりとか、そういうイメージなのかなと思います。あくまでも、個人的な意見ですが。

**沼倉委員**：県が敷いた情報発信体制によって、人が来るようになると良いなと思います。図書館に募集チラシを置くなんていうのは凄く良い。

**大泉委員長**：僕らが10月に会議をやったのは何の施設でしたかね。筆甫でしたか。

**大場技術副参事**：あれは、この検討委員会です。

**大泉委員長**：やった場所は。

**大場技術副参事**：筆甫中区です。

**大泉委員長**：筆甫の施設。あそこは人が随分集まりましたよね。

**大場技術副参事**：そこが振興連という事務局が入ってまして、まちづくりセンターという建物です。

**大泉委員長**：まちづくりセンターね。男の人がいましたよね。

**大場技術副参事**：集落の代表の方と振興連の事務局長の方です。

**大泉委員長**：あの人達はやっているから慣れているんだね。分かりました。時間ですので。

**田村委員**：意見と質問です。前回から随分議論が活発になっていますが、この状況は実際やってみたら課題が明らかになったという状況だと思います。三村委員の主体と客体という発言で私自身の理解は進みました。

たぶん、主体の方でも問題があって、客体の方でも問題があると思います。主体の方は、受け入れる方は「誰が続けるの」というのと、「誰がこの後受入体制を作っていくのか」ということだと思います。

客体の方は、「どうやって集めるの」という事と、「誰が行くの」という話しだと思います。

また今事務局の話を聞いて思ったのは、「それでは、どうしたら良いんだろう」というのは、もしかしたら、それぞれに答えを持っているのではないかと思います。

主体の方で例えるならば、振興連という組織があって、そこが声掛けをすると人がやって来るぞというような、答えというかヒントは、もしかしたら地元や参加した人が持っているのではないのでしょうか、平成26年度に参加者と地元でワークショップ的な事をやられていたようですので、そういったものを活かしながら「どうしたら良いのか」というヒントを探していったらどうかかなというのが私の意見です。

もう一つの質問というのは、去年見せて頂いたヒマワリ油ですが、今後の商品化の方向性などについて教えてください。

**高橋主事**：ヒマワリ油ですが、先日5月24日の取組の昼食会場がまちづくりセンターでしたが、そこ会場に置いておくので希望する方は買って行って下さいという形で販売しました。ただし、どれぐらい売れたかということまでは把握しておりません。

今年度は昨年度よりも商品化したいというような地元の意向が強いようでして、県の方では関わっていませんが、「搾油する量を増やすにはどうすれば良いか」とか、「販路をどうすれば良いか」というようなところで地元で話しをされているということをお聞きしています。

**大泉委員長**：成功すると良いなと思います。ということで、少し時間をオーバーしましたが、以上で本日の議事については終了することに致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

皆様から頂きました意見・指導・助言等は本委員会の意見ということで、宮城県の今後の農村振興に役立てて頂きたいと思います。委員の皆様、慎重なる審議と円滑な議事進行にご協力頂きましてありがとうございました。

これで、私の議長の役目は終わりましたので、事務局の方に進行をお渡ししたいと思います。よろしくお祈りします。

**司会（大場技術副参事）**：大泉委員長、ありがとうございました。本日の助言等を踏まえまして、今後の本県の農村振興に役立てていきたいと思っています。委員・専門委員の皆様ご苦勞様でございました。

なお、本日の委員会の議事録は冒頭にもお話ししましたが、公開となります。事務局で作成したものを後日メールまたはFAXで送付しますので、ご確認頂きたいと思います。

最後に、農村振興課長が閉めるというのが恒例となっておりますので、浅野課長から閉会にあたりご挨拶を頂きます。

**浅野課長**：大泉委員長並びに委員の皆様方、貴重なご意見ありがとうございました。

集落支援事業に取り組んでおりますけれども、まずは今頂いた様な意見などを踏まえながら、農村の色んな課題に応じて対応していきたいと思っています。

引き続き委員の皆様方にはお力添えを頂きながらお願いしたいと申しまして、閉会にあたっての御礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**司会（大場技術副参事）**：次回の開催は10月頃を予定しております。1日拘束する格好になりますが、現地調査を予定しております。昨年は南の方に行きましたので、今年は北の方を考えております。

なお、次回が今の委員の皆様方の任期における最後の開催になると思いますので、会費制になりますが、ご苦勞会も併せて開催したいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。